

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認埼玉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	9 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	5 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	21 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	12 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年2月から50年3月まで

私は、昭和50年頃にA市の自宅で集金人から国民年金を勧められて、言われるままに手続をした。遡ってまとめて国民年金保険料を払った記憶があるので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年頃にA市の自宅で集金人から国民年金を勧められて、言われるままに手続をし、遡ってまとめて国民年金保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から同年2月頃に払い出されたと推認され、その時点からすると、申立期間のうち、48年1月から50年3月までは保険料を納付することが可能な期間である。

また、A市B国民年金委員設置規則によると、当時A市では国民年金委員が過年度保険料も徴収することができたと推認され、申立内容に信憑性がうかがえる。

一方、申立期間のうち、昭和47年2月から同年12月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時点からすると、時効により保険料を納付することができない期間である上、申立人が保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和48年1月から50年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年4月から48年3月まで

私は、市役所に勤めている友人から年金のことを調べたらどうかと言われ、65歳になる前に市役所に行って相談したところ、窓口の方から付加保険料を納付していることを教えられ、その時に国民年金保険料の未納期間があると言われた。A店を経営していた祖父か会計士の方が保険料を納付してくれた記憶がある。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和47年7月から48年3月までの期間について、申立人は、A店を経営していた申立人の祖父か会計士が国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したと主張している。これについて、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から49年8月頃払い出されたと推認され、その時点では、当該期間は過年度納付により保険料を納付できる期間である。

また、申立人は、国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和49年11月に48年4月から49年3月までの国民年金保険料を過年度納付しており、当該記号番号が払い出された時点で47年7月から48年3月までの保険料を過年度納付した可能性は否定できない上、申立人は申立期間以降に未納は無く、9か月と短期間である当該期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

2 申立期間のうち昭和38年4月から47年6月までの期間について、申

立人は、申立人の祖父か会計士が国民年金保険料を納付してくれたとしているが、その祖父及び会計士は既に他界しており、申立人も保険料の納付に直接関与していないことから、保険料の納付状況等は不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、上記のとおり昭和 49 年 8 月頃払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち 38 年 4 月から 47 年 6 月までは時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、また、申立人は、特例納付により保険料を納付した覚えが無いとしている上、当委員会においてオンライン氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間のうち、昭和 47 年 7 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年3月まで

私は、ねんきん特別便で未納期間があることを知った。昭和39年9月に会社を辞めた後に市役所の方が集金に来たので国民年金保険料を納付した。申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和39年9月に会社を辞めた後に市役所の方が集金に来て申立期間の国民年金保険料のことを言われたので、言われるままの保険料を納付したとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から40年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は現年度納付により保険料を納付できた期間である。

また、申立人は、申立期間以外は国民年金保険料を全て納付済みであり、7か月と短期間である申立期間の保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月から同年 3 月まで

私の住む地域では、集落ごとに A と呼ばれる長が国民年金保険料を集金しており、私は、同居していた義姉にお金を預け、いつも一緒に国民年金保険料を納付してもらっていた。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、同居していたその義姉にお金を預け、いつも一緒に国民年金保険料を納付してもらったとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から昭和 47 年 7 月から同年 9 月頃にかけて払い出されたと推認され、このことから申立期間は保険料を納付することが可能な期間である。

また、申立人の国民年金保険料を一緒に納付したとするその義姉は、申立期間は納付済みである上、申立人が、3 か月と短期間である申立期間の国民年金保険料を納付できなかった特段の事情は見当たらない。

さらに、B 市の国民年金被保険者名簿によると、申立期間は保険料納付済期間とされていることから、行政側の記録管理に不備が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の当該期間の標準賞与額に係る記録を99万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和24年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成16年6月30日

年金記録を確認したところ、申立期間の賞与の記録が無いことが分かった。申立期間当時は株式会社Aに勤務していたが、親会社である株式会社Bの被保険者として厚生年金保険に加入していた。給与から厚生年金保険料が控除されていたので、申立期間の厚生年金保険被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した申立期間に係る賞与賃金台帳により、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間に係る標準賞与額については、賞与賃金台帳で確認できる厚生年金保険料控除額から、99万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

- 1 申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、平成8年10月4日であると認められることから、資格喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

また、申立期間①のうち、平成6年9月1日から8年10月4日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、6年9月から7年9月までは34万円、同年10月から8年9月までは36万円に訂正することが必要である。

さらに、申立期間①のうち、平成8年10月4日から同年12月1日までの期間について、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA株式会社における資格喪失日に係る記録を同年12月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額の記録を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間②のうち、平成11年1月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から12年9月1日までの期間及び14年5月1日から18年5月1日までの期間について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を、11年1月から同年6月まで及び同年8月から12年8月までを32万円、14年5月から18年4月までを34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 3 申立期間③から⑧までの標準賞与額について、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間③及び④の標準賞与額を2万2,000円、申立期間⑤及び⑥の標準賞与額を30万円、申立期間⑦及び⑧の標準賞与額を32万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間③から⑧までの厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

- 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 6 年 9 月 1 日から 9 年 2 月 1 日まで
② 平成 11 年 1 月 1 日から 18 年 6 月 1 日まで
③ 平成 15 年夏期
④ 平成 15 年冬期
⑤ 平成 16 年 9 月 30 日
⑥ 平成 16 年 12 月 28 日
⑦ 平成 17 年 8 月 28 日
⑧ 平成 17 年 12 月 28 日

A 株式会社に勤務した期間のうち、申立期間①について、平成 6 年 9 月から 8 年 5 月までの標準報酬月額が 15 万円となっているが、事実と異なると思うので、当該期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、A 株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日が平成 8 年 6 月 30 日となっているが、9 年 1 月まで加入していたと思うので、資格喪失日を同年 2 月 1 日に訂正してほしい。

さらに、株式会社 B に勤務した期間のうち、申立期間②の標準報酬月額及び申立期間③から⑧までの標準賞与額について、給与又は賞与から控除されていた厚生年金保険料額と、事業主が社会保険庁（当時）に納付した私に係る保険料額に齟齬が見られるので、当該期間の標準報酬月額及び標準賞与額を訂正してほしい。

第 3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の加入記録から、申立人が A 株式会社に昭和 63 年 6 月 21 日から平成 9 年 2 月 28 日まで勤務していたことが確認できる上、同社の回答により、申立人が給与計算及び社会保険事務手続に関与していなかったことが認められる。

一方、オンライン記録により、A 株式会社における申立人の厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、同社が適用事業所でなくなった平成 8 年 9 月 10 日より後の同年 10 月 4 日付けで、同年 6 月 30 日に遡って訂正されたことが確認できる。

また、申立人の A 株式会社における標準報酬月額は、当初、平成 6 年 9 月から 7 年 9 月までは 34 万円及び同年 10 月以降は 36 万円と記録されていたところ、8 年 10 月 3 日付けで、遡って 15 万円に減額訂正されていることが確認できる。

さらに、商業登記簿謄本により、A 株式会社は、適用事業所でなくな

った平成8年9月10日以降においても法人格を有していることが確認できることなどから、申立期間①も適用事業所の要件を満たしていたものと認められる。

これらを総合的に判断すると、社会保険事務所において、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった後に、当初記録されていた申立人の資格喪失日を訂正し、また、申立人に係る標準報酬月額を遡って減額訂正する合理的理由は見当たらず、当該処理に係る記録が有効なものとは認められないことから、申立人のA株式会社における資格喪失日は、社会保険事務所が資格喪失処理を行った平成8年10月4日に訂正し、標準報酬月額については、事業所が社会保険事務所に当初届け出た、6年9月から7年9月までは34万円、同年10月から8年9月までは36万円に訂正することが必要である。

2 申立期間①のうち平成8年10月4日から9年2月1日までの期間について、上述のとおり、雇用保険の加入記録から、当該期間において、申立人がA株式会社に勤務していたことが認められる。

また、申立人が提出している平成8年10月及び同年11月の給与明細書の記載から、当該期間について、厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A株式会社の事業主は、同社が提出している資料をもとに、平成8年10月及び同年11月の厚生年金保険料を申立人に返金している旨の回答をしているが、申立人は、保険料の返金は受けていないと供述している上、同資料に申立人の受領印が無いことや、返金したとする同僚から証言を得られないことなどを総合的に判断すると、当該期間の保険料は返金されていないと推認される。

一方、申立期間①のうち平成8年9月10日以降の期間については、オンライン記録によると、A株式会社は既に適用事業所でなくなっているが、上述の商業登記簿謄本により、適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、平成8年10月及び同年11月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、給与明細書の記載から、34万円とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社は適用事業所でありながら社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、事業主は、申立人の平成8年10月及び同年11月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①のうち、平成8年12月1日から9年2月1日まで

の期間については、雇用保険の加入記録により、当該期間においてA株式会社に勤務していたことは認められるものの、申立人が提出している9年1月の給与明細書の記載から、同月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていなかったことが確認できる上、8年12月の申立人に係る給与明細書は見当たらないが、同僚が所持している同社に係る同年12月の給与明細書によると、同月の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていないことが確認できることから、申立人についても同月の厚生年金保険料は給与から控除されていなかったと推認できる。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 3 申立人は、標準報酬月額相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額それぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立期間②の標準報酬月額について、申立人が提出している給与明細書の記載から、平成11年1月1日から同年7月1日までの期間、同年8月1日から12年9月1日までの期間、14年5月1日から同年10月1日までの期間、同年11月1日から15年4月1日までの期間、及び15年5月1日から18年1月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間②のうち、平成14年10月1日から同年11月1日までの期間、15年4月1日から同年5月1日までの期間、及び18年1月1日から同年5月1日までの期間に係る給与明細書は見当たらないが、その前後の期間の給与明細書の記載により、当該期間においても標準報酬月額34万円に基づく厚生年金保険料が事業主により控除されていたと推認できる。

以上のことから、当該期間の標準報酬月額については、平成11年1月から同年6月まで及び同年8月から12年8月までを32万円、14年5月から18年4月までを34万円に訂正することが必要である。

なお、申立人が提出している給与明細書については、株式会社Bが申立期間②当時の給与計算担当者として名前を挙げた者の印が当該明細書

に押されていることなどから、当該明細書は同社が交付したものと推認される。

一方、申立期間②のうち、平成 11 年 7 月及び 13 年 3 月から 14 年 4 月までの期間については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額よりも高額な報酬月額が支給されているものの、当該給与から控除されている保険料はオンライン記録により確認できる標準報酬月額以下の額であることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

また、申立期間②のうち、平成 12 年 9 月から 13 年 2 月までの期間については、オンライン記録により確認できる標準報酬月額（28 万円）より低い標準報酬月額 26 万円に相当する額が支給され、かつ、標準報酬月額 26 万円に基づく保険料が控除されていたことが確認できることから、あっせんは行わない。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、給与明細書において確認できる報酬月額又は保険料控除額に見合う標準報酬月額と社会保険事務所で記録されている標準報酬月額が、あっせんとした期間を含め、長期間にわたり一致していないことから、事業主は、当該期間について、給与明細書で確認できる報酬月額及び保険料控除額に見合う報酬月額を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に基づく保険料について、納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間②のうち、平成 18 年 5 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間については、株式会社 B に係る雇用保険の加入記録が同年 4 月 30 日までになっており、同社における申立人に係る厚生年金保険の被保険者資格喪失日は同年 5 月 1 日となっている上、事業主や同僚からも証言を得られないことから、当該期間に係る勤務実態及び厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 4 申立期間③から⑧までの標準賞与額について、申立人が提出している賞与明細書により、当該期間の賞与に係る厚生年金保険料が事業主により賞与から控除されていたことが確認できることから、申立期間③及び④は 2 万 2,000 円、申立期間⑤及び⑥は 30 万円、申立期間⑦及び⑧は 32 万円に訂正することが必要である。

なお、申立期間③及び④に係る賞与明細書に支給日が記載されていないが、申立人の具体的な申述内容並びに平成 16 年及び 17 年の賞与明細

書の記載から、申立期間③は 15 年 9 月 28 日、申立期間④は同年 12 月 28 日とすることが妥当である。

また、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間③から⑧までに係る賞与支払届の提出を行っていないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る当該期間の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA株式会社における厚生年金保険被保険者資格喪失日は昭和48年2月27日であると認められることから、同社に係る申立人の資格喪失日の記録を同年2月27日に訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、9万8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年12月31日から48年2月27日まで
A株式会社に昭和48年2月27日まで勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたが、厚生年金保険被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人のA株式会社における厚生年金保険の被保険者資格喪失日は、昭和47年12月31日となっているが、複数の同僚の供述により、申立人は申立期間に同社に勤務していたことが推認できる。

また、A株式会社に係る事業所別被保険者名簿では、申立人の資格喪失日は、当初、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日の昭和48年2月27日と記載されていたところ、同日の日付印を二重線で取り消し、47年12月31日に訂正されていることが確認できる上、申立人と同様に資格喪失日の訂正が行われた者が30人いることが確認できるが、社会保険事務所（当時）において、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人は「会社が倒産した昭和48年2月頃に、国民年金及び国民健康保険の加入手続を行った。」と述べているところ、申立人に係る国民年金被保険者名簿によると、昭和48年2月21日に強制加入被保険者

として資格取得し、国民年金保険料を納めていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、上記資格喪失に係る訂正処理は有効なものとは認められず、申立人の資格喪失日は、事業主が当初社会保険事務所に届け出た、昭和 48 年 2 月 27 日であると認められる。

なお、申立期間に係る標準報酬月額は、申立人の当該資格喪失処理前の事業所別被保険者名簿の記録から、9 万 8,000 円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額（53万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年11月1日から9年10月1日まで
株式会社Aに勤務している期間のうち、平成8年11月から9年9月までの11か月についての標準報酬月額が26万円と記録されており、標準報酬月額が給与の額に見合っていない。現在、残っている給与明細書を提出するので、調査の上、当該期間の標準報酬月額を給与の額に見合うように訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたが、平成9年10月7日付けで8年11月まで遡り、26万円に訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所において、申立期間に健康保険厚生年金保険被保険者である者が20人確認できるが、そのうち、申立人を含む19人について平成9年10月7日付けで8年11月まで遡り、標準報酬月額が10等級以上引き下げられていることが確認できる。

さらに、事業主は「当時、金融機関の貸し渋りにあい、資金繰りに苦労し、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所で調整してもらった。」と述べていることから、平成9年10月当時、株式会社Aでは厚生年金保険料の滞納があったことがうかがえる。

加えて、当該事業所に係る法人登記簿謄本等から、申立人は申立期間当時、役員ではなかったことが確認できる。

これらを総合的に判断すると、平成9年10月7日付けで行われた遡及訂正処理は事実即したものと考えることができ、申立人について、8年11月

まで遡って標準報酬月額の減額訂正処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の8年11月から9年9月までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た53万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①のうち、昭和36年9月1日から40年8月1日までの期間について、申立人は、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社における厚生年金保険の資格取得日に係る記録を36年9月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を同年9月から37年7月までは3万円、同年8月は3万3,000円、同年9月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年7月までは5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立期間②について、申立人のA株式会社における資格喪失日は、昭和44年1月1日であると認められることから、申立人の資格喪失日に係る記録を訂正し、当該期間の標準報酬月額記録を6万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和36年4月10日から40年8月1日まで
② 昭和43年12月31日から44年1月1日まで

A株式会社で昭和36年4月10日から43年12月31日まで経理課長をしていたが、会社は同年*月*日で倒産して、勤務を証明できるようなものは何も無かった。平成21年12月2日に年金記録確認B地方第三者委員会から、同僚が申立ての資料として提出した当時の給与明細書の確認照会があり、その給与明細書に私の印鑑が押してあった。当時の同僚でC地に住んでいる方とD地に住んでいる方に連絡を取り、A株式会社で勤務していた期間について年金記録の訂正が認められたと聞いたので申立てを行った。申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①のうち昭和36年9月1日から40年8月1日までの期間に

ついて、A株式会社の複数の元同僚の供述及び申立人の雇用保険被保険者記録により、申立人が、36年4月10日から43年12月31日まで同社に継続して勤務していたことが認められる。

また、適用事業所名簿によると、A株式会社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和40年8月1日であることが確認できるところ、当時の元同僚の一人が、同社が適用事業所となる前の36年9月から37年11月までの期間に係る給与明細書を保管しており、当該明細書によると、当該元同僚は、事業主により厚生年金保険料を控除されていることが確認できるとともに、複数の元同僚が、事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間について、厚生年金保険料を控除していたと供述している。

さらに、法人登記簿謄本によると、A株式会社は、昭和35年7月*日に法人として設立しており、複数の元同僚が、申立期間当時、社員は15人から30人程度いた旨を供述していることから、当時の厚生年金保険法に定める適用事業所の要件を満たしていたと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間①のうち昭和36年9月1日から40年8月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①のうち昭和36年9月1日から40年8月1日までの期間に係る標準報酬月額については、申立人のA株式会社における資格取得時の事業所別被保険者名簿の記録、及び元同僚の保管していた給与明細書の保険料控除額から、36年9月から37年7月までは3万円、同年8月は3万3,000円、同年9月から40年4月までは3万6,000円、同年5月から同年7月までは5万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人の当該期間に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所（当時）に適用の届出を行っていなかったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

2 申立期間②について、申立人の雇用保険記録及びA株式会社の複数の元同僚の供述により、申立人が、当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

一方、適用事業所名簿及び事業所別被保険者名簿によると、A株式会社は、昭和43年12月31日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立人は同日に被保険者資格を喪失したものとされているが、当該資格喪失処理は、同日より10か月後の44年10月13日に遡及して行われていることが確認できる。

また、申立人のほか 32 人についても同様の処理が行われており、複数の元同僚が、「A株式会社が倒産したことを、出勤した時に知らされた。」と供述していることから、申立期間②において、同社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められる。

これらを、総合的に判断すると、申立人について、昭和 43 年 12 月 31 日に被保険者資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由はなく、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、雇用保険被保険者記録における離職日の翌日である 44 年 1 月 1 日であると認められる。

また、昭和 43 年 12 月の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社における同年 11 月の記録から、6 万円とすることが妥当である。

- 3 申立期間①のうち昭和 36 年 4 月 10 日から同年 9 月 1 日までの期間について、申立人の A 株式会社における勤務実態は確認できるものの、当該期間は同事業所が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、当時の事業主及び社会保険担当者も既に亡くなっており、申立人及び元同僚の供述以外に厚生年金保険料控除が確認できる給与明細書等の資料は見当たらない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成 12 年 3 月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 46 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月
私の国民年金は、時期及び場所は分からないが私の母が加入手続をしてくれ、保険料も母が納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期及び場所は分からないがその母が国民年金の加入手続をしてくれ、保険料もその母が納付したとしているが、国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとするその母は、既に他界しており、申立人自身が国民年金の加入手続及び保険料納付に関与していないため、これらの状況が不明である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、国民年金の事務処理については、昭和 59 年 2 月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成 9 年 1 月に基礎年金番号が導入されており、申立期間の記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成11年7月から12年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年7月から12年3月まで

私は、平成11年7月頃にA市役所で国民年金に加入し、保険料も自分で納付した。厚生年金保険被保険者資格喪失後は間違いなく国民年金に加入していた。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成11年7月頃にA市役所で国民年金に加入し、保険料も自分で納付したとしているが、オンライン記録によると、同年同月以降の保険料について未加入期間国年適用勧奨の記録が認められることから、申立人は申立期間の加入手続をしなかったと考えられる。

また、オンライン記録では申立期間は未加入期間となっており、制度上国民年金保険料の納付はできなかった期間であったと考えられる上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、国民年金の事務処理については、昭和59年2月以降は記録管理業務がオンライン化され、電算による納付書作成、領収済通知書の光学式文字読取機（OCR）による入力等、事務処理の機械化が図られた上、平成9年1月に基礎年金番号が導入されており、申立期間の記録漏れ、記録誤りが生じる可能性は低いと考えられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年11月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年11月から53年3月まで

私は、20歳になった昭和50年*月頃、A市役所（現在は、B市A区役所）で国民年金の加入手続をし、保険料も納付書により同市役所で納付した。申立期間の保険料が未納になっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和50年*月頃、A市役所で国民年金の加入手続をし、保険料も同市役所で納付したとしているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、その記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、54年2月頃に払い出されたものと推認され、そのことからすると申立期間のうち50年11月から51年12月までは時効により納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号の払出時期（昭和54年2月頃）からすると申立期間のうち昭和52年1月から53年3月までは遡って納付することが可能な期間であるが、申立人は保険料を遡ってまとめて納付した記憶は無いと申述している。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から7年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から7年3月まで
平成3年4月1日から学生は国民年金に強制加入となっているので、私が20歳になった時に、母が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたはずである。私の姉は学生だったが同じ日から国民年金に加入し保険料を納付している。妹の私だけ国民年金の加入手続をしないはずは無いので、申立期間が未加入期間となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成3年4月1日から国民年金に学生は強制加入となっているので、その母が、申立人が20歳になった時に国民年金の加入手続を行い保険料を納付していたはずであると申し立てているが、国民年金の加入手続及び保険料納付をしたとするその母は記憶が明確でなく、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録によると、申立期間は国民年金の未加入期間となっており、制度上保険料を納付することができない期間であったと考えられる上、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険の記号番号が付番されており、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和51年1月から61年3月までの付加保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年1月から61年3月まで

私は結婚後の昭和51年頃、A市役所で国民年金に任意加入し、その際に将来のことを考え付加年金にも加入した。保険料はB銀行（現在は、C銀行）で毎月納付していた。申立期間の付加保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、結婚後の昭和51年頃、A市役所で国民年金に任意加入し、その際に将来のことを考え付加年金にも併せて加入して付加保険料を含む国民年金保険料を銀行で毎月納付していたと申し立てているが、申立人は、付加年金を含めた国民年金の加入手続及び保険料納付に関する記憶が明確でないため、これらの状況が不明である。

また、オンライン記録、D市国民年金被保険者名簿及び申立人の所持する年金手帳には、申立人が昭和51年1月7日から国民年金に任意加入していることが確認できるものの、付加年金に加入した記録が見当たらない。

さらに、付加保険料は原則として定額保険料と同一の納付書により一括で納付するものであることから、申立期間について、定額保険料分が全て納付済みとなっており、付加保険料のみが未納となることは考え難く、付加年金の加入手続は行われなかったと考えられる。

加えて、申立期間は123か月と長期間である上、申立人が申立期間の付加保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに付加保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の付加保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年9月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年9月から53年3月まで

私が20歳になった昭和43年頃、私の父が近所のA区役所B出張所で、私の国民年金の加入手続きを行い、保険料を納付してくれた。父が兄に家督を譲った後は、兄が私の保険料を納付してくれていたと聞いていた。申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その父が、申立人の国民年金の加入手続きを行い保険料を納付しており、その父が申立人の兄に家督を譲った後は、その兄が申立人の保険料を納付してくれていたと申し立てているが、国民年金の加入手続き及び保険料納付を行ったとするその父及びその父から家督を譲られた後に申立人の保険料を納付していたとするその兄は、共に既に他界しており、申立人自身は国民年金の加入手続き及び保険料納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和53年3月又は同年4月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち43年9月から50年12月までの期間は時効により保険料を納付できない期間、51年1月から52年3月までの期間は遡って保険料を納付することができる期間及び同年4月から53年3月までの期間は現年度納付が可能な期間であるが、上記のとおり加入手続き及び保険料納付状況が不明である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連

資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立期間は115か月と長期間であり、これほど長期間にわたり、行政側の記録管理に不備があったとは考え難い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 62 年 3 月まで

私が 20 歳になった昭和 58 年*月頃、父が A 町役場（当時）で私の国民年金加入手続をしてくれた。申立期間の国民年金保険料については、その当時、私は大学生であり、国民年金加入時点から大学を卒業する 62 年 3 月までは、両親が地域の納税組合を通じて家族の分と一緒に納付してくれた。申立期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が 20 歳になった昭和 58 年*月頃に、その父が A 町役場で申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料については、その両親が地域の納税組合を通じて、その家族の分と一緒に納付したとしている。しかしながら、その父は、申立人の国民年金について、申立人が 20 歳になった時に加入手続を行い、申立期間の保険料は、地域の納税組合を通じて、その家族の保険料や税金等と一緒に納付したと証言しているものの、申立人及びその父は、58 年 10 月当時の申立人の年金手帳を所持しておらず、その父は、国民年金の加入手続を行った際に年金手帳が交付された記憶は無いとしているとともに、国民年金保険料額を記憶していない上、申立人は、申立期間に係る国民年金加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、申立期間の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号は厚生年金保険手帳記号番号が付番されており、オンライン記録では申立期間は未加入となっていることから、申立期間は、未加入期間と推認され、制度上保険料を納付することができない期間であり、当委員会において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出

された可能性について、オンラインの氏名検索により調査するとともに、申立人の住所地を管轄するB年金事務所が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を閲覧し調査したが、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、本申立事案の口頭意見陳述においては、申立期間に係る国民年金加入手続及び国民年金保険料納付を裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新しい証言や証拠を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年9月から54年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和44年9月から54年3月まで

申立期間について、私は、昭和54年5月に結婚するまで実家で両親と暮らしており、父はAと兼業でB店を経営し、私は大学を卒業すると、父の経営するB店で長兄夫婦と一緒に働いていた。父が長兄夫婦と長女の国民年金の加入手続きを行い、保険料は父が払っていたと聞いていることから、私の国民年金の加入手続きをして、保険料も父が納付してくれたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人は、その父が申立人の国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料を納付したとしている。しかしながら、国民年金保険料を納付したとするその父は既に他界しており、証言が得られず、申立人は国民年金の加入手続き及び保険料の納付に直接関与していないため、これらの状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、昭和54年2月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間のうち44年9月から51年12月までは時効により保険料を納付できない期間であり、52年1月から54年3月までは過年度納付と現年度納付により保険料を納付する期間であるが、申立人は当該期間の保険料を納付した記憶は無いとしている上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

さらに、申立期間は115か月と長期間である上、申立人が申立期間の国

民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

加えて、申立人は、国民年金手帳に記載された資格取得年月日の時期まで遡って保険料を納付していると主張しているが、この資格取得年月日は、加入手続時期及び保険料の納付の始期にかかわらず、強制加入の初日まで遡及して記載されるものであることから、保険料納付の始期を示すものではない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付したと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 62 年 3 月から同年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 3 月から同年 6 月まで

私は、失業中か再就職して間もなくの昭和 62 年 3 月から同年 9 月頃にかけて、A 町役場で説明を受けた金額（3 万円から 5 万円程度）の国民年金保険料を同町役場の窓口で納付した記憶がある。申立期間を保険料納付済期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 62 年 3 月から同年 9 月頃にかけて、A 町役場で説明を受けた 3 万円から 5 万円程度の国民年金保険料を同町役場の窓口で納付した記憶があるとしている。しかしながら、申立人は、会社を退職後に国民年金の加入手続を行った記憶が無く、同町役場から説明を受けた金額を窓口で納付した記憶以外は無いとしていることから、申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付に関する状況が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、当該記号番号前後の被保険者の資格取得時期から、平成 8 年 2 月頃に払い出されたと推認され、その時点では、申立期間は時効により保険料を納付できない期間である上、当委員会においてオンラインの氏名検索等により調査したが、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 10 月 1 日から 41 年 7 月 1 日まで
年金記録を確認したところ、A 株式会社に勤務していた期間のうち、昭和 40 年 10 月から 41 年 6 月までの標準報酬月額が 40 年 9 月までの標準報酬月額よりも低くなっていた。当時、給与が減額されることは無かったので納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A 株式会社に係る厚生年金保険の標準報酬月額の記録が、昭和 39 年 10 月の定時決定では 3 万 3,000 円であるにもかかわらず、40 年 10 月の定時決定では 3 万円に減額されていることは納得できないとして申立てをしている。

しかしながら、事業主から提出された A 株式会社の従業員名簿には申立人を含む厚生年金保険被保険者の標準報酬月額等級が記載されているところ、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該従業員名簿に記載された昭和 40 年 10 月の定時決定における標準報酬月額等級は、いずれも同年 10 月に改定された標準報酬月額等級表に基づいて記載されたものではなく、改定前の等級表に基づいて記載されていることが推認でき、当該従業員名簿に記載されている申立人の申立期間における等級は 18 級であることから、申立人の申立期間における標準報酬月額は 3 万円であると推認できる。

また、上記従業員名簿によると、申立人のほかにも、複数の同僚が、申立人と同様に昭和 40 年 10 月の定時決定により、直前の標準報酬月額より

も減額されていることが確認できるところ、当該同僚からは、自身の標準報酬月額が不適切であるとの供述は得られなかった。

さらに、事業主は、申立人の申立期間における標準報酬月額は3万円であったと考えられ、申立期間当時も手当等の変更により標準報酬月額が下がることはあり、不自然なことではないと回答している。

加えて、申立人の標準報酬月額を遡及して訂正するなどの不適切な事務処理が行われたことをうかがわせる記録は無く、申立人に係る厚生年金保険被保険者記録に不自然な点は見られない。

このほか、申立人が申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料、周辺事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 8 月 1 日まで
国（厚生労働省）の記録では、A株式会社に勤務していた期間のうち、平成 15 年 9 月 1 日から 16 年 8 月 1 日までの標準報酬月額が、それまでの標準報酬月額から減額されているが、給与が下げられた事実は無いため納得がいかない。調査と記録の訂正をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、標準報酬月額が減額されており納得できないとして申し立てている。

しかしながら、A株式会社が提出した、申立人の給与明細書の控えによれば、申立期間に係る厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額はオンライン記録で確認できる標準報酬月額と一致している。

また、A株式会社は、「申立人に係る申立期間の標準報酬月額については、社会保険事務所（当時）に提出した平成 15 年 4 月から同年 6 月までの給与を基に作成し提出した算定基礎届を基に定時決定された標準報酬月額（56 万円）に見合う厚生年金保険料を控除した。」と回答している。

さらに、オンライン記録からは、標準報酬月額が遡及して訂正された等の形跡は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年4月1日から同年12月31日まで
株式会社Aに昭和48年1月から平成6年*月に定年で退職するまで勤務した後、同年4月から退職時の70パーセントの給与で同社に再雇用され、同年12月まで勤務したが、この間の厚生年金保険の加入記録が無い。再雇用期間の厚生年金保険料が控除されている給与支払明細書があるので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、株式会社Aを平成6年*月*日に定年退職した後、同年4月1日に同社で再雇用され、同年12月31日まで勤務していたとして申立期間（平成6年4月分から同年12月分まで）の厚生年金保険料が控除されている給与支払明細書を提出している。

しかしながら、申立人提出の給与支払明細書は、いずれも支払年度が平成5年と記載されていたものを、6年に訂正してあり、申立人は「提出した給与支払明細書は、実際は6年に支給されたものを、会社が5年と誤記入したために訂正した。」としているが、当時、当該事業所において総務経理担当者であった同僚は、「当時、給与支払明細書は自分が手書きで作成していたが、平成6年分を5年分と誤記入したことは無かった。」と供述しており、ほかの同僚の一人も、「平成5年分の給与支払明細書を6年分と記載されていたことは無かった。」と供述している。

また、申立人の当該事業所に係る雇用保険被保険者記録によると、申立人は、当該事業所を離職後の平成6年3月3日に公共職業安定所において求職の申込みを行い、同年3月9日から7年1月23日までの期間にわたり失業等給付の基本手当を受給していることが確認できることから、申立

人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

さらに、当該事業所が加入する厚生年金基金及び健康保険組合における申立人の申立期間の加入記録は確認できない上、申立人は、申立期間はB市において国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

加えて、当該事業所は平成20年11月1日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主も他界していることから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 12 月 1 日から 42 年 7 月 1 日まで

国の記録によると、A社（現在は、B社）に係る申立期間の標準報酬月額は、2万 2,000 円と記録されているが、当該期間前後の標準報酬月額に比べ、かなり低い額となっていることに納得がいかない。当時、給与は毎年昇給しており、下がったという記憶は無い。

第三者委員会で調査の上、申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、に係る申立期間の標準報酬月額は、2万 2,000 円と記録され、当該期間前後に比べて低額となっているが、当時の給与明細書等は無いため、給与は毎年昇給しており、下がったという記憶は無いとして申し立てている。

しかしながら、現在の事業主であるB社は、「申立人に係る社会保険関係の資料等については合併により引き継いでおらず、申立人の申立期間の標準報酬月額及び保険料控除額について確認することができない。」と回答している。

また、C基金及びD会の回答により、申立人の基金加入員資格取得時である昭和 42 年 1 月 1 日における標準給与月額（厚生年金保険の標準報酬月額に相当）は、健康保険厚生年金保険被保険者名簿及びオンライン記録と同じ2万 2,000 円であることが確認できる。

さらに、同名簿により、健康保険証番号*番から*番（申立人は*番）までのうち、昭和 41 年 10 月 1 日において標準報酬月額が確認でき

る同僚は 36 人確認できるところ、当時、標準報酬月額が最高等級（23 級）である 2 人を除く 34 人について、申立期間における標準報酬月額が、41 年 12 月 1 日以前の標準報酬月額に比べて、申立人と同様に 2 等級以上下がって改定されていることが確認できる上、申立人を含む当該 36 人全員について、遡って標準報酬月額の訂正が行われた形跡も無い。

なお、上記の理由については、同僚（後に A 社の代表理事に就任）に照会するも、「従業員ほぼ全員の標準報酬月額が大幅に低下した理由については不明である。」と供述している。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人が申立てに係る標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 2 年 7 月 2 日から 5 年 3 月 6 日まで

A株式会社（現在は、B株式会社）に平成 2 年 7 月に入社し、入社後 2 か月は見習期間ということで 37 万円くらいの収入だった。3 か月目からは基本給 26 万円の正社員になり、夜間手当や残業手当等が加算された。そのほかに、年 2 回 50 万円ずつの賞与が支給されたので、賞与を含めると平均月収は 60 万円を超えていた。勤務していた全期間の標準報酬月額が実際に支払われていた給与と相違するので正しい標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、A株式会社における申立人の標準報酬月額は、平成 2 年 7 月から 3 年 7 月までは 20 万円、同年 8 月から 4 年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から 5 年 2 月までは 50 万円になっているところ、申立人の当該事業所における雇用保険の記録によると、2 年 7 月 2 日の資格取得時月額が 20 万円であり、標準報酬月額と一致しており、5 年 3 月 5 日の離職時賃金日額は 1 万 3,837 円（月額換算すれば、1 万 3,837 円×30 日＝41 万 5,110 円）であり、標準報酬月額の範囲内であることが確認できるとともに、B株式会社が提出した申立人の履歴カードにおいても、2 年 10 月 1 日に職員を命じられて基準内給与 25 万 600 円、3 年 4 月 1 日定期昇給により基準内給与 26 万 2,300 円、4 年 4 月 1 日定期昇給により基準内給与 27 万 4,600 円となっていることが確認できる。

また、事業主は、「申立人に係る資料は履歴カードのみであり、届出の事実が確認できる書類や賃金台帳等が無いことから、申立てについては不

明であるが、平成2年7月に嘱託社員として採用され、被保険者資格取得時の報酬月額の基本給のみで届出をしたと推測される。随時改定の際に、基本給に残業手当等の増務給を加算して届出をしたと推測される。」と回答している。

さらに、申立人が、入社して同じくらいの収入だったと主張している同僚二人のうち一人は、平成2年5月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、資格取得時の標準報酬月額は申立人と同じ20万円であることが確認でき、残る一人は、申立人と同じ同年7月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているが、資格取得時月額は申立人とほぼ同じであり、申立人と同様に3年8月から標準報酬月額が大幅に上がっていることが確認できる。

加えて、申立人が申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、当該期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 11 月 21 日から 18 年 5 月 1 日まで
株式会社AのB支社に勤務していた申立期間に、厚生年金保険の被保険者記録が無いので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人提出の雇用証明書及び同僚の供述により、期間の特定はできないものの、申立人は株式会社AのB支社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立期間当時の株式会社Aの事業主は、「申立人を厚生年金保険に加入させておらず、申立人の給与から保険料を控除していない。」と供述している上、申立人が勤務していた当時の同社B支社長は、「申立期間に申立人を厚生年金保険に加入させていなかった。」としている。

また、複数の同僚は、「入社後、厚生年金保険にすぐには加入できず、会社が仕事ぶりをみて加入させていた。」と供述をしており、申立人と同様の業務に就いていたとする同僚は、入社したとする月と被保険者資格を取得するまでに7か月の未加入期間があることがオンライン記録で確認できる。

さらに、申立期間当時、株式会社Aで社会保険事務を担当していたとする同僚は、「会社が厚生年金保険及び健康保険に加入させるまでは、各自で国民年金及び国民健康保険に加入させていた。」としているところ、申立人のオンライン記録では、申立期間は国民年金の申請免除（全額）期間となっており、C市の国民健康保険の記録では、申立期間に申立人は同市国民健康保険に加入していたことが確認できる。

加えて、株式会社Aに係る閉鎖事項全部証明書では、同社は平成 19 年に破産しており、同社の破産管財人は申立てに係る関連資料は保存しておらず、申立内容については確認できず不明としている。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 4 月 1 日から 53 年 7 月 20 日まで
② 昭和 53 年 11 月 24 日から 54 年 7 月 23 日まで
③ 昭和 54 年 9 月 1 日から 55 年 3 月 29 日まで

申立期間①はA所のB員、申立期間②はB所のC員及び申立期間③はD所のC員として、いずれも臨時的に任用され勤務していたが共済年金も厚生年金保険にも加入記録が無い。当該期間をいずれかの年金被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

E会から提出のあった履歴証明書から、申立人が申立期間にF市内のG機関に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、H組合I支部に照会したところ、「J員等に厚生年金保険が適用されるようになったのは、昭和63年10月1日からである。」としているところ、厚生年金保険適用事業所名簿及びオンライン記録においても、申立期間①、②及び③の当該事業所が、同適用事業所でなかったことが確認できる。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

なお、H組合I支部は申立期間①、②及び③について、「昭和63年3月31日までは、K員のみ組合員資格認定ができ、J員等の臨時職員は組合員資格認定の対象外であった。」、当該期間について「共済組合の組合員期間無し。」と回答しており、また、同支部提出の履歴証明書から確認できる申立人の任用内容(C員等)と一致することから、申立人は申立期間①、②及び③は組合員資格の認定の対象外であったと認められる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 6 月 21 日から 35 年 6 月 21 日まで
私は、株式会社Aに昭和 34 年 6 月 21 日から勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の資格取得日が昭和 35 年 6 月 21 日となっている。申立期間当時、業務上のけがで複数の診療科に通院した記憶があるので健康保険証はもらっていたはずである。申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間において株式会社Aに勤務していたと主張している。また、申立期間に被保険者期間が確認できる同僚 12 人に照会し、回答のあった4人のうち2人は「申立人が勤務していたことを覚えている。」としているが、申立人の入社時期についてはいずれも「不明。」としている上、同社は昭和 58 年 6 月 21 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、当時の事業主は所在不明であり、商業登記簿謄本に登記されている役員のうち所在が確認できた清算人は「申立期間当時の資料が無いため不明。」としていることから、申立人の申立期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、同僚照会において回答のあった同僚のうち2人は、株式会社Aに入社した時期と厚生年金保険加入時期は違うとし、1人は「1年3か月後に厚生年金保険に加入したと思う。」、もう1人は「2年後に厚生年金保険に加入したと思う。」としている上、申立人に仕事を教えてくれたとする同僚の厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和 35 年 1 月 6 日となっており、申立期間の一部は被保険者期間ではないほか、申立人と同時期に入社したとする同僚は、申立人が記憶する当該同僚が勤務したとする期間

の株式会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には当該同僚の名前は見当たらない上、氏名検索により氏名と生年が合致する被保険者が存在するが、当該被保険者は所在が確認できない上、株式会社Aでの被保険者期間は確認できない。

加えて、健康保険厚生年金保険被保険者名簿における申立人の厚生年金保険被保険者の記録は資格取得日の記載内容に不自然な点はなく、オンライン記録とも一致している上、同名簿からは申立期間に厚生年金保険を取得した者の中に申立人の氏名は確認できず、健康保険の番号が欠落した形跡も無い。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 48 年 1 月頃から 49 年 3 月頃まで

A 区の B 株式会社勤務していた申立期間については、厚生年金保険の被保険者期間となっていないが、平成 18 年 8 月に社会保険事務所（当時）で厚生年金保険の被保険者記録を確認した際、職員から B 株式会社について質問されたので、その時までは記録があったが、その後消されたのだと思う。調査の上、申立期間を被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B 株式会社勤務していた同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B 株式会社は既に解散しており、当時の事業主の妻は、事業主は高齢のため入院中であり、当時の資料も無いことから、申立人の勤務実態や厚生年金保険料の控除について確認することができない旨供述している。

また、昭和 46 年頃入社した同職種の同僚は、「私は、入社時はパート扱いで、社会保険には加入しなかった。54 年頃正社員に変更してから加入した。」と供述しているところ、当該同僚は、54 年 2 月 1 日に被保険者資格を取得していることがオンライン記録により確認できる上、当該同僚は、「昭和 50 年頃から事務職になり給与及び社会保険事務も担当したが、パートとして入社した者については、社会保険の加入手続は行っておらず、保険料も控除していなかった。」と供述している。また、申立人と同職種の別の同僚及び上司も「申立人はパートだった。申立期間当時、パートは社会保険には加入しなかった。」と供述していることから、当該事

業所では、一部の従業員について厚生年金保険の加入手続を行わなかったものと考えられる。

さらに、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による給与からの控除については、申立人に明確な記憶が無く、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人の氏名は見当たらず、同社が加入しているC基金の加入員記録も無い上、雇用保険の加入記録も見当たらない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 1 月 5 日から同年 10 月 30 日まで
私は、A株式会社（以下「B社」という。）に入社するまでの昭和 31 年 2 月 11 日から 32 年 11 月 16 日までの間、C社に勤務していたが、同年 1 月 5 日から同年 10 月 30 日までの厚生年金保険の被保険者記録が欠落している。当該期間同事業所には継続して勤めており、途中で病気で休んだり、事業所が経営を中断したことも無い。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、実家であるC社にはB社に入社した昭和 32 年 11 月 16 日まで継続して勤務していたと主張している。

一方、申立人は「B社で正社員になるまでに、期間は不明なもののアルバイトの期間があり、その間に採用試験があった。」と述べており、B社において申立人と同日である昭和 32 年 11 月 16 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚 23 人について当該事業所に就業した時期と厚生年金保険の被保険者資格を確認したところ、複数の同僚が「被保険者資格を得る正社員になるまでにアルバイト期間があり、その間に採用試験を受けた。」と述べているとともに、当該アルバイト期間を7か月から1年程度と供述していることを踏まえると、申立人についてもB社で被保険者資格を取得する以前の一定期間、アルバイトとして同事業所に勤務していたことがうかがえることから、申立人が申立期間について、C社に勤務していたと推認することはできない。

また、C社は申立期間当時の資料を保管しておらず、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について、確認することができない。

さらに、C社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人が昭和31年2月11日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、当該資格が32年1月4日に喪失したとされている記録に不自然さは見られない。

加えて、申立人が申立期間に厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

申立期間②について、申立人の当該期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

申立期間③について、標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 10 月 1 日から 21 年 2 月 21 日まで
② 平成 21 年 2 月 21 日から同年 9 月 1 日まで
③ 平成 20 年 12 月

A株式会社にて平成 20 年 10 月 1 日から勤務しているにもかかわらず、21 年 2 月 21 日までの記録が確認できないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

また、同年 2 月 21 日から同年 9 月 1 日までの期間についての標準報酬月額の記録が、もっていた報酬月額と比較して低くなっているため、正しい記録に訂正してほしい。

さらに、20 年 12 月に支給を受けた賞与の記録が確認できないため、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間①、②及び③に係る年金記録の確認を求めているが、あっせんの根拠となる法律の適用については、特例的に、厚生年金保険の保険料徴収権が時効により消滅した期間のうち、申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）、その他の期間については、厚生年金保険法を適用する、という厚生労働省の見解が示されたことを踏まえて、当委員会では、

上記各期間において、その期間に適用される法律に基づき記録訂正が認められるかを判断することとしている。

申立期間①については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していた期間であることから厚生年金特例法を、申立期間②については、本件申立日において保険料徴収権が時効により消滅していない期間であることから、厚生年金保険法を、申立期間③については、厚生年金保険法を適用する。

2 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録により、申立人がA株式会社に継続して勤務していたことが確認できる。

しかしながら、給与明細書により、申立期間①に係る厚生年金保険料を、事業主により給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

3 申立期間②について、給与明細書により、申立人の給与が標準報酬月額19万円に相応する報酬月額であることが確認できる。

しかしながら、日本年金機構の回答により、厚生年金保険の被保険者資格取得時の標準報酬月額の決定については、厚生年金保険法第22条により規定されており、当該条文の取扱いに基づき適正になされたものであれば、資格取得時に見込んでいた残業手当が、実際に支払われた残業手当と著しい差異が生じたとしても、標準報酬月額の訂正の契機とはならないこととされているところ、前述の給与明細書により、固定的賃金に係る変更は見当たらず、残業代のみが変動していることが確認できる。

また、管轄の年金事務所は、「A株式会社における申立人に係る資格取得時の報酬月額の算定方法については、健康保険法・厚生年金保険法等の法令に則して処理をしており、適正と考えられる。」と供述している。

これらのことから、A株式会社における資格取得時の報酬月額の算定方法は、厚生年金保険法の規定に沿ったものであると考えられ、申立人の同社における標準報酬月額が妥当性を欠いたものであるとまでは言えない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間②について、申立人の標準報酬月額に係る記録の訂正を行う必

要は認められない。

- 4 申立期間③については、上述のように申立人は申立期間①に厚生年金保険の被保険者となっていないところ、厚生年金保険法第 24 条の 3 において、標準賞与額については、「厚生労働大臣は、被保険者が賞与を受けた月において、その月に当該被保険者が受けた賞与額に基づき、これに千円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てて、その月における標準賞与額を決定する。」と規定されている。

これらを総合的に判断すると、申立期間③は、申立人が A 株式会社において厚生年金保険の被保険者とはなっていない月であり、当該賞与については、保険料の徴収の対象とはならないことから、申立人の申立期間における厚生年金保険料の標準賞与額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 1 日から 5 年 10 月 30 日まで
ねんきん定期便が来たことから、株式会社 A の厚生年金保険の標準報酬月額が、一部の期間だけ保存していた給与明細書の金額と大きく異なっていることを知ったので、正しい額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によると、申立人の株式会社 A における標準報酬月額は、当初、平成 3 年 9 月から同年 12 月までは 44 万円、4 年 1 月から同年 9 月までは 68 万円、同年 10 月から 5 年 9 月までは 65 万円と記録されているが、当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限額から、4 年 1 月から 5 年 9 月までの期間については 53 万円であったと認められるところ、同社が適用事業所ではなくなった日（以下「全喪日」という。）である 6 年 1 月 31 日より後の同年 3 月 24 日付けで、3 年 9 月 1 日（被保険者資格取得日）に遡って 8 万円に引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、株式会社 A の商業登記簿謄本により、申立人は申立期間において代表取締役であった上、同社が解散（平成 14 年 12 月 * 日）するまで、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、「社会保険料の納付は、親会社の B 株式会社が行っていたが、親会社が倒産した後は滞納しており、社会保険事務所（当時）に再三呼び出され小切手を預けたが、その小切手を取り立てに回されて不渡りになり、銀行取引が不能になった。」と申述していることから、申立人は、当該事業所が、社会保険料を滞納している事実を知り、代表取締役として、小切手を振り出していることが認められる。

さらに、C 株式会社では、「D 業務を受託した時、前の受託業者（株式

会社A)の従業員を平成5年5月1日付けで入社させた。」としており、当該移籍をした複数の従業員が「申立人から、会社の移籍について説明され、健康保険証を会社に返した。」と供述している上、株式会社Aの全喪日と同日付けで被保険者資格を喪失した複数のE業務従事者は、「株式会社Aには、私たちが最後まで残った。会社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなると、申立人に健康保険証を返した。」と供述しているところ、当該健康保険証については、オンライン記録により、6年2月1日付けで回収されたと確認できることから、申立人は、申立てに係る事業所の全喪日当時、同社の業務全般を統括する代表取締役の職務に継続して従事していたと認められる。

加えて、上述のとおり、申立人は、社会保険事務所に小切手を差し入れたと申述していること、当該事業所のD業務を他社に引き継ぐ際に従業員らに事情説明を行って健康保険証の回収をしていること、及び同事業所が適用事業所でなくなった日に複数のE業務従業員から申立人が回収した健康保険証が、翌日社会保険事務所に返納されていることなどから、申立人が同社の運営及び社会保険事務に関与していなかったとは考え難い。

また、オンライン記録によると、申立人の健康保険証は、申立人の被保険者資格喪失日（平成5年10月30日）及び当該事業所の全喪日（平成6年1月31日）後の平成6年3月24日付けで回収されたと確認できるところ、同日付けで、申立人の標準報酬月額に係る減額訂正処理が行われていることが確認できる。

なお、申立人は、「雇われ社長で、株式会社Aの代表取締役としての権限は無かった。社会保険事務は、B株式会社が行っていた。」と主張しているが、B株式会社は、平成5年1月31日付けで適用事業所ではなくなっている上、既に代表取締役は亡くなっており、取締役及び同社従業員からも株式会社Aに係る社会保険事務について、同社が執行していたことを確認することができない。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役であることから、会社の業務としてなされた行為については責任を負うべきであり、記録訂正の原因となった会社の行為がありながら、当該訂正処理が有効なものではないと主張することは、信義則上許されず、申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額の記録に係る訂正を認めることはできない。